

事例 3：鹿児島県

1．鹿児島県の概況

人口：1,647,769 人（H28.1 現在推計人口）

面積：9,188 km² / 県庁所在地：鹿児島市 / 市町村数：43 市町村

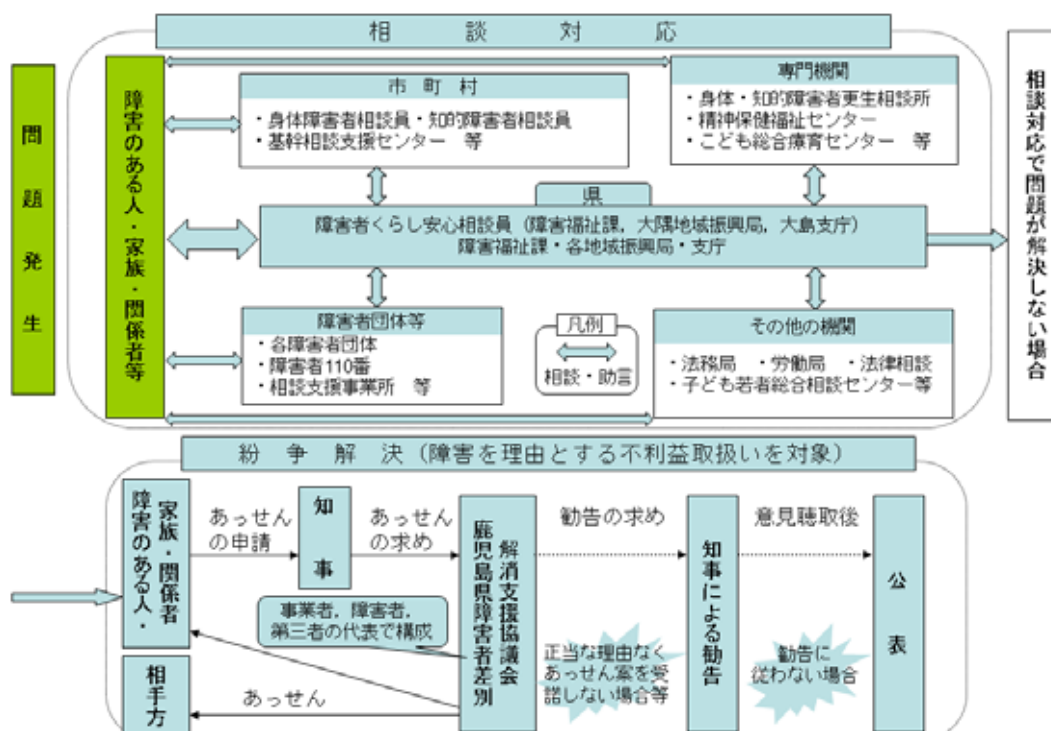
障害者手帳所持者数	鹿児島県 (H27.3 末現在)	全国
身体障害者手帳	103,034 人	525.2 万人
療育手帳	17,688 人	94.1 万人
精神障害者保健福祉手帳	10,432 人	75.1 万人

2．鹿児島県における現状と課題

鹿児島県では、障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる鹿児島づくりを進めるため、「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（以下「条例」という。）」を制定し、平成 26 年 10 月 1 日から施行している（障害者差別解消支援地域協議会に係る規定は、平成 28 年 4 月 1 日より施行）。

条例では、障害を理由とする差別の禁止、障害を理由とする不利益取扱いの基準、障害を理由とする差別に関する相談・紛争解決体制等について定めている（図 1 参照）。

（図 1）障害を理由とする差別に関する相談・紛争解決体制



3. 鹿児島県障害者差別解消支援協議会

(1) 設置形態

障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例第 19 条第 1 項の規定に基づき、障害を理由とする差別解消の推進に関する調査審議や、障害を理由とする不利益な取扱いに該当する事案のあっせん等を行う「鹿児島県障害者差別解消支援協議会」(モデル会議)を設置。

(2) 構成メンバー(計 22 名)

委員区分	所属及び職名
障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者	社会福祉法人 鹿児島県身体障害者福祉協会 会長
	一般社団法人 鹿児島県視覚障害者団体連合会 理事
	一般社団法人 鹿児島県聴覚障害者協会 事務局長
	社会福祉法人 鹿児島県手をつなぐ育成会 理事
	かごしま精神医療福祉ユーザーネット協議会 会長
	NPO法人 鹿児島県自閉症協会 会長
	かごしま難病支援ネットワーク 会長
	かごしま障害フォーラム 代表
関係行政機関の職員	鹿児島労働局 職業安定部 職業対策課 課長
	鹿児島県労働委員会 会長
	鹿児島市 健康福祉局 福祉部 部長 (鹿児島県市長会, 鹿児島県町村会)
	鹿児島県 保健福祉部 部長
福祉, 医療, 雇用, 教育その他の障害を理由とする差別の解消の推進に関連する分野の業務を行う関係団体を代表する者	生活介護事業所 奏の丘 施設長 (鹿児島県知的障害者福祉協会)
	社会福祉法人 そてつ会 竹山苑 苑長 (鹿児島県障害者支援施設協議会)
	ウェルフェア九州病院 院長 (鹿児島県精神科病院協会)
	南九イリヨー株式会社 事業本部 副本部長 (鹿児島県経営者協会)
	鹿児島県商工会議所連合会 事務局長
	公益社団法人 鹿児島県バス協会 事務局長
	鹿児島県教育庁 義務教育課 課長
	鹿児島県大学教育学部 教授
学識経験者	鹿児島県弁護士会 高齢者・障害者支援委員会 委員
	公益社団法人 鹿児島県社会福祉士会 理事

4. モデル会議の実施状況

(1) モデル会議の開催経過

(平成 27 年度)

開催日時	主な議題
平成 28 年 1 月 13 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に基づく相談対応等の実施状況 ・ 鹿児島県障害者差別解消支援協議会によるあっせんに関する要領(案) ・ 表彰制度

(参考：平成 26 年度) 鹿児島県独自の取組として開催。

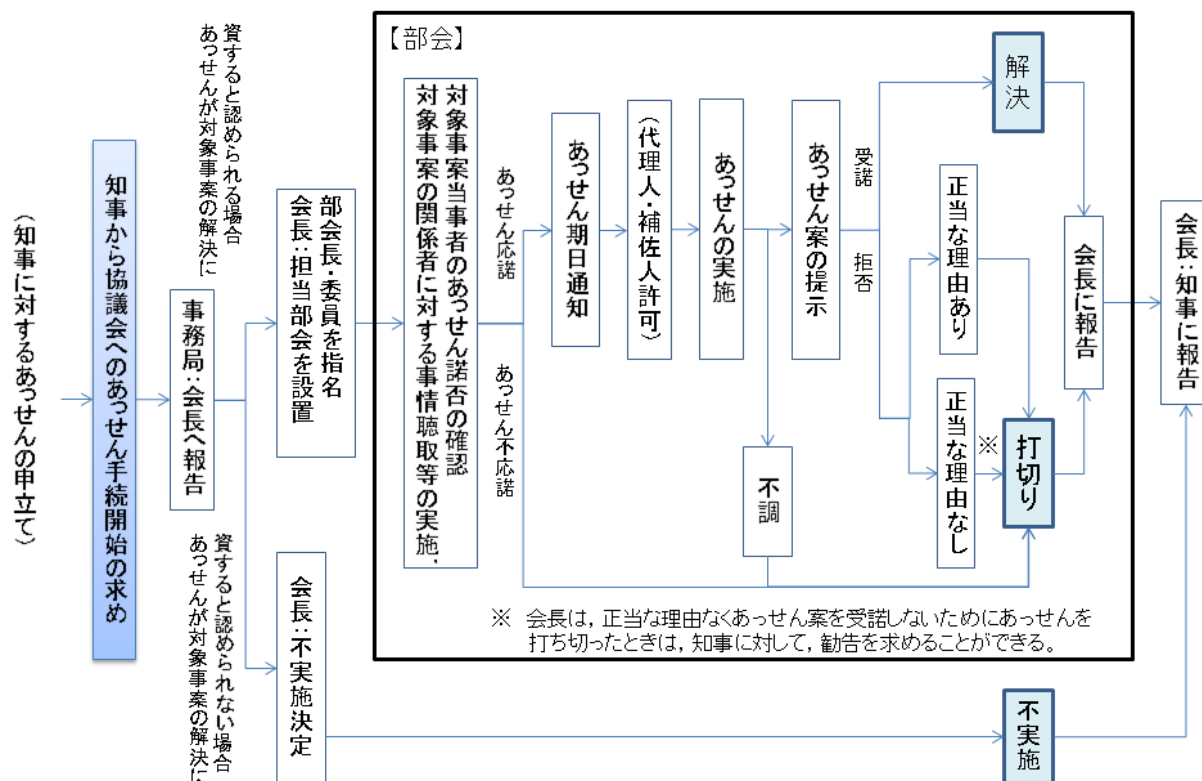
開催日時	主な議題
平成 26 年 10 月 8 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の概要 ・ 障害者差別解消支援協議会 ・ 平成 26 年度の県の取組

(2) 平成 27 年度におけるモデル会議の主な成果

条例に基づくあっせん要領の取りまとめ

条例の規定に基づき、障害者差別と思われる事案があった場合は、一定の場合を除き、知事へあっせんに申し立てることができることとされており、その要領を取りまとめたもの。具体的なフローは、図 2 を参照。

(図 2) 鹿児島県障害者差別解消支援協議会によるあっせんのフロー



「鹿児島県障害者保健福祉大会表彰規程」の改正

- ・鹿児島県障害者保健福祉大会における表彰に「障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったもの」に対する表彰を追加するもの。

■ 鹿児島県障害者保健福祉大会

障害者の社会参加意欲を喚起するとともに、障害や障害者に対する県民の理解と認識を深めることを目的に、毎年11月末頃に開催。

障害者、家族、障害者団体、行政関係者等約500名が参加し、障害者の自立更生、更生援護及び社会参加の促進に功績のあった者、障害者週間のポスター入賞者等への表彰等を行っている。

「障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったもの」に対する表彰を追加する。

■ 「障害者差別解消推進功労者」に関する表彰基準

次のいずれかの取組を行っている者又は団体で、障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったと認められるもの

- ① 障害のある人に対する理解が広まるような取組
- ② 障害のある人とない人が共に活動する取組
- ③ 障害のある人が安全かつ快適に利用できるような施設整備等の取組

事例 4：さいたま市

1．さいたま市の概況

人口：1,270,476 人（H28.1 現在推計人口）

面積：217.49 km²

障害者手帳所持者数	さいたま市 (H27.3 末現在)	全国
身体障害者手帳	33,367 人	525.2 万人
療育手帳	6,650 人	94.1 万人
精神障害者保健福祉手帳	8,581 人	75.1 万人

2．さいたま市における現状と課題

(1) 「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」の概要とこれまでの取組内容

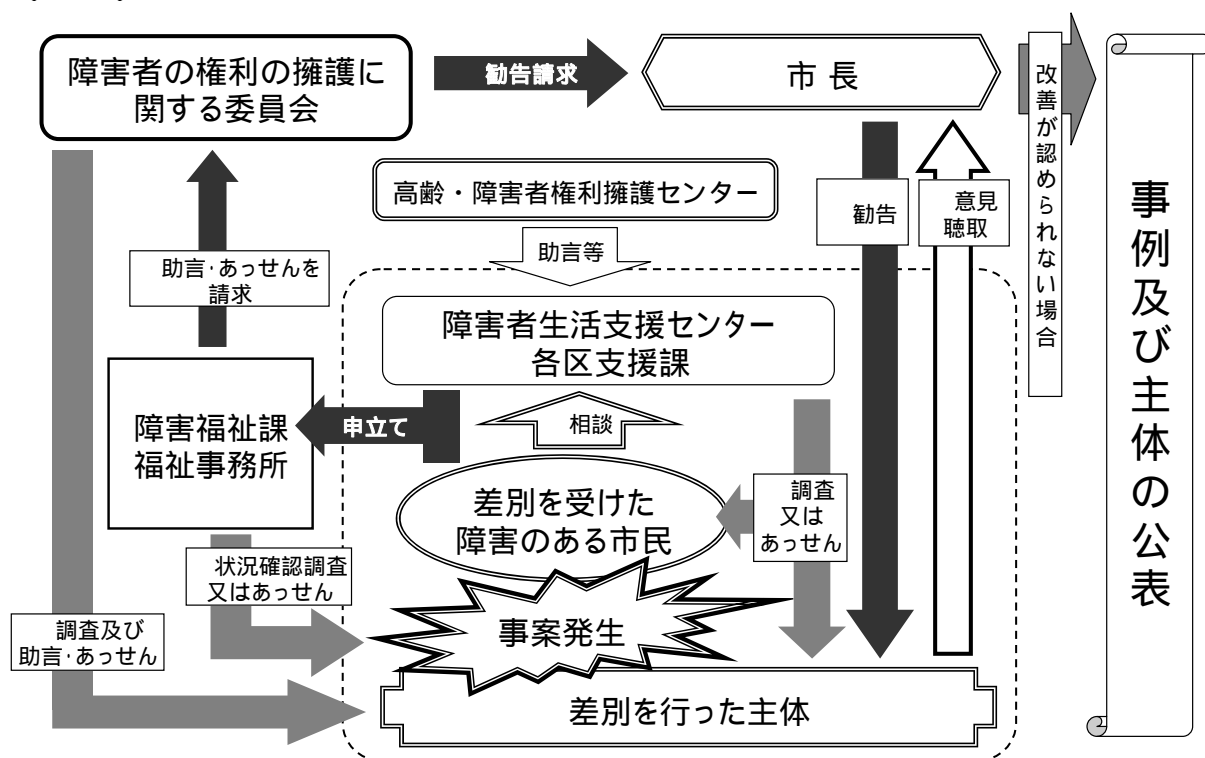
さいたま市では、平成23年3月に「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」(以下「ノーマライゼーション条例」という。)が成立し、平成23年4月から施行された。

この条例に基づき、市内10区の各区役所支援課や各区障害者生活支援センターを障害者差別が生じた際の身近な相談窓口・対応機関として位置付けるとともに、障害者差別に対する申立て(ノーマライゼーション条例第10条)があった場合に助言やあっせんを行う仕組みとして「障害者の権利の擁護に関する委員会(以下、障害者権利擁護委員会という。)」を設置した。そのほか、医師や弁護士などが専門的な見地から相談機関に助言等を行う「さいたま市高齢・障害者権利擁護センター」を整備するなどの取組を進めてきた。

(2) さいたま市における現状と課題

こうした取組の一方で、ノーマライゼーション条例の制定過程において市民から収集した「障害者差別と思われる事例」が521件であったにもかかわらず、相談窓口に寄せられた相談件数は年間数件という極めて少ない数字となるなど、事案が潜在化している可能性があることから、改めて障害者差別を取り巻く課題や解決に向けた今後の取組について検討を行うことが求められている。

(図1) ノーマライゼーション条例に基づく相談の流れ



3. 障害者の権利の擁護に関する委員会障害者差別解消部会

(1) 設置形態

ノーマライゼーション条例により設置された附属機関(障害者の権利の擁護に関する委員会)に障害者差別に関する事項を調査する障害者差別解消部会を設置(非公開)

(2) 構成メンバー

委員区分	所属及び職名
大学教員	埼玉大学教育学部 准教授
	立教大学コミュニティ福祉学部 教授
医師	峯小児科 院長
	こうぬまクリニック 院長
弁護士	埼玉弁護士会
	埼玉中央法律事務所
障害者 又は その家族	(肢体) 障害者(児)の生活と権利を守るさいたま市民の会
	(聴覚) 特別養護老人ホームななふく苑 施設長
	(知的) さいたま市手をつなぐ育成会
	(精神) さいたま市精神障害者当事者会ウィーズ
	(視覚) 公募委員
関係団体	人権擁護委員
	埼玉県社会保険労務士会 理事

	さいたま商工会議所 事務局長
医療機関	自治医科大学附属さいたま医療センター総合相談室 室長
相談支援事業者	岩槻区障害者生活支援センターささぼしセンター長
行政機関	埼玉労働局職業安定部 職業対策課長
	さいたま地方法務局 人権擁護課長
市職員	さいたま市消費生活総合センター 所長
	さいたま市北区役所 健康福祉部長
	教育委員会事務局 指導2課長
	大宮西中学校 教頭
オブザーバー	国土交通省関東運輸局消費者行政・情報課課長補佐
	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局首席運輸企画専門官

4. モデル会議の実施状況

(1) モデル会議等の開催経過

障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）を平成26年7月、9月、11月に3回開催し、さいたま市における障害者差別を取り巻く現状や障害者差別解消に向けた取組等について協議した。

(平成26年度)

開催回次	開催日時	主な議題
第1回	平成26年 7月29日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消部会及び障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業について ・ 障害者差別解消の推進に関する取組状況の調査結果について ・ 障害者差別事例の収集について
第2回	平成26年 9月30日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別相談事例等の報告について
第3回	平成26年 11月25日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害を理由とする差別の解消に関する基本方針について ・ 障害者差別解消に関する検討状況と今後の取組について

(平成27年度)

開催回次	開催日時	主な議題
第1回	平成27年 7月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の権利の擁護に関する委員会の概要及び障害者差別解消法の施行に関する準備状況等について ・ 障害者差別に関する状況及び今後の取組について
第2回	平成27年 11月10日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法の施行に関する準備状況等について 障害者差別解消法について さいたま市における合理的配慮の提供状況について ・ 障害者差別及び相談体制に関するヒアリング ・ 障害者差別の事例について
第3回	平成28年 1月19日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に関する準備状況等について 対応要領案について

		<p>パンフレットについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消部会における審議事項等について 相談体制について 障害者差別事案について ・ 障害者差別解消支援地域協議会の設置について
--	--	--

(2) モデル会議における障害者差別や課題に関する意見等

障害者差別の特徴

- ・ 企業からのサービス提供や公共交通機関の利用に際して、障害に対する基本的な理解不足や経験不足に起因する障害者差別が少なからず発生している。また、障害者雇用に関しても、企業側の経験不足や障害者との相互の理解不足がその原因として考えられる。
- ・ 相談機関に相談した場合でも、大事にはしたくないと要望する相談者や問題解決のためにあえて相談機関に出向くことが少ない可能性があるなど、差別に関する相談が行政機関に結び付きにくいことが考えられる。
- ・ 障害の特性によっては、障害者差別を受けたことを認識しにくい場合がある。また、相手の名前や状況を記憶したり、記録したりすることが苦手な障害者は、適切な相談ができない可能性がある。

障害者差別の相談への対応及び合理的配慮の提供の課題に関する意見

- ・ 障害者が受けた不当な差別的取扱いを解決する第一歩として、相談機関の利用は有効な手段であり、障害者が相談機関に相談しやすいような環境の整備や周知啓発に取り組む必要がある。
- ・ 障害者差別の相談対応や合理的配慮の提供及び「過重な負担」の判断等における専門的、技術的な課題の解決にあたっては、障害福祉分野の支援者のみならず、ICTや建築などを含む各分野の専門家の助言が必要ではないか。
- ・ 障害者差別の相談実績が少ない状況では、対応にあたり過去の類似事案との比較や対応経験を基にした迅速かつ適切な判断が困難となるため、障害者差別等の相談事案について一定の蓄積が必要である。

地域における相談体制や各機関の連携等の課題に関する意見

- ・ 障害者差別は障害者を取り巻くあらゆる分野、場面において発生するため、当初相談を受けた機関での対応が困難な事案については、その事案を適切な相談機関に結び付けるために各相談機関相互の連携の仕組みが必要ではないか。
- ・ 相談を受けた所管外の事案を他の適切な相談機関を相談者に紹介するためには、関係機関の権限や機能等について必要な情報を共有する必要があるのではないか。
- ・ 障害の困難さ故に声を発することができない方の声に気付く方、例えば、福祉関係者や相談支援員、他の地域の方々からの相談があってもいいのではないか。
- ・ 生活の心配がある場合、人権相談の場で名乗ることを望まないケースがあるのではないか。氏名を聞くとそこでストップしてしまう。そうした場合には関係機関の連携が必要であり、国と地方という部分も含めて役割を分担していく必要。
- ・ ハローワークも必ずしも人員体制が充実している訳ではないので、市の就労支援機

関、地域の雇用サポートセンターと連携していく必要。また、就労支援も自治体等の各機関との連携が重要。

- ・労働局の中でも労働基準監督署やハローワークにより若干スタンスが違う。また、企業で障害者への虐待があった場合、監督署とハローワークが合同で対応することもあるが、まだ数字的には少ない。

周知・啓発に関する意見

【一般の方向けの周知啓発】

- ・保護者は学校の配布物にほとんど目を通すため、現行の6年生だけではなく、中学生にも啓発冊子も配布するべきではないか。
- ・学校において、障害のある人に対する必要な配慮のみではなく、障害についてもう少し深く掘り下げた内容を取り上げるべきではないか。
- ・差別の基準が明らかになれば、理解も進み、相談も増加するのではないか。

【障害者向けの周知啓発】

- ・知的障害者については、関係機関等のフォロー体制に加え、相談しようにも相談できない点を補うべく、本人へのエンパワーメントも必要。

障害者差別に関する相談が相談機関に結びつかない課題に関する意見

- ・差別が日常的であり、差別を受けていること自体を認識できない。
- ・障害当事者の中で、もっと自分を大事にするという考え方が深まらなないと、余程のことでなければ相談窓口で差別を受けたことを相談しようと思わない。
- ・精神障害の場合、家庭内で、とりわけ親の理解がないために受けるべき医療を受けることができずに病気が改善しないことや、医療を受けても家族が協力的でないために治療の効果が上がらないといったようなことが起きている。
- ・差別を受けた側にとっては、昨日、今日のことを直接相談窓口で言うというのはとても勇気のいる話である。
- ・会社の中で差別があった際に、市に相談するよりも、社内で苦情処理を取り扱う機関があればそちらで対応することになるのではないか。
- ・差別を申し立てるということ自体がかなり負担。それに、例えば民事損害賠償であれば、賠償金という話になるが、そうでないとすれば、市に申し立てたところで何になるのかと考えてしまい、相談を躊躇することになるのではないか。

相談された障害者差別に関する事例から見えてくる課題に関する意見

- ・最も身近な家族が、大ごとにしたくないなどの理由により問題解決を阻む方向に動いてしまう。
- ・問題の解決を図るためのシステムが、物事を大ごとにしたくないという理由により機能していない問題がある。単に責任を追及するのではなく、それぞれがよりよい関係を築けるシステムの構築に向けた多元的な連携を考える必要。
- ・福祉から一般就労に移行すると、制度上は計画相談やモニタリングの継続ができないことがある。そのため、就職できる力がある方ほど情報提供がなされず適切な窓口につながらないという課題がある。

- ・本人は差別と受け止めるが、周囲は逆に迷惑を被ったと受け止める事案について対応に苦慮しており、周囲との関係づくりを調整していくことが難しい。

(3) 障害者差別及び相談体制に関するヒアリング等

平成 27 年第 2 回モデル会議において、相談しやすい環境づくりに資するためのヒアリングや、最新の相談事例を基に市の対応や事例から導かれる課題について議論。

5. 障害者差別解消に関する今後の取組について

(1) 周知・啓発に関する取組

一般市民や事業者等に対する障害者差別に当たる行為等の周知

- ・従前より作成していた啓発冊子について教育現場での活用を更に進める。
- ・事業者向けの新たな冊子を作成し、地域協議会に参加している関係機関に関連する事業者等へ配布する。

当事者に対する相談窓口や障害者差別に当たる行為等の周知

- ・障害者本人に対する研修等の働きかけなど、本人が相談するための力を育むための取組を行う。
- ・障害者差別の相談事例や解決事例等を紹介するための取組を進める。

(2) 今後検討すべき課題

相談しやすい環境づくり

- ・設置された相談窓口以外の機関等、例えば、障害者相談員、ピアサポーターや当事者団体等の社会資源の開発・活用について検討する。
- ・障害の受容に課題がある場合において、必ずしも障害者のみを対象としない相談窓口との連携について検討する。
- ・就職などライフステージの変化が生じた後においても、地域の相談機関との連携を継続する仕組みを検討する。

本人の意思の尊重

- ・本人の意見表明を議論の出発点にするという相談機関における認識を醸成する。
- ・本人が話しやすい環境を作るための手法を検討する。
- ・本人の意思を尊重することに関する周囲への働きかけ方について検討する。

(3) 機関連携について

ノーマライゼーション条例第 15 条に規定する障害者の権利の擁護に関する委員会における助言・あっせん機能を有しない部会として地域協議会を設置。これまで参加していた機関等のほか、オブザーバー参加機関等にも参加を呼び掛け、上記の取組や課題に対し、地域で一体となって取り組む。

また、市や関係機関に寄せられた事案を、以下の図のとおり地域協議会に集約し情報の共有を進め、事案の解決を後押しする仕組み作りを併せて進める。

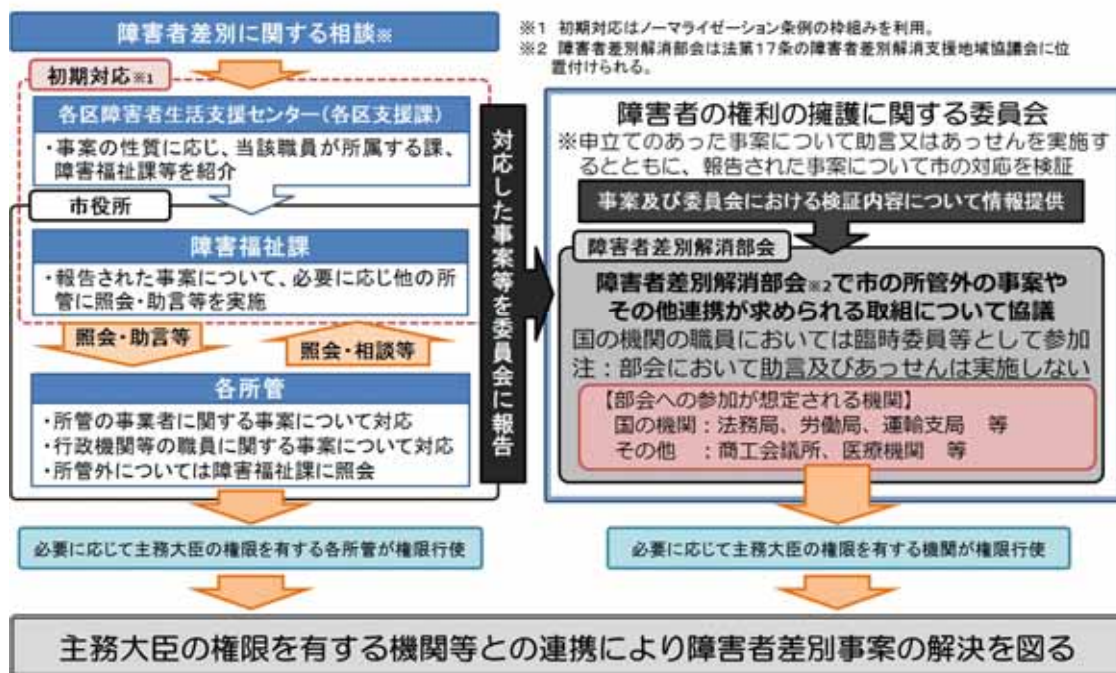
(図 2) 想定される構成員

	分野	機関等
1	障害当事者	身体障害者関係
2	障害当事者	知的障害者関係
3	障害当事者	精神障害者関係
4	障害当事者	発達障害者関係
5	国の機関	厚生労働省労働局
6	国の機関	法務省法務局
7	国の機関	国土交通省地方運輸局
8	学識経験者	大学教員

	分野	機関等
9	学識経験者	弁護士
10	事業者	商工会議所
11	事業者	相談支援事業者
12	事業者	医療機関
13	市職員	福祉事務所
14	市職員	消費生活総合センター
15	市職員	教育委員会事務局

(図 3) 法施行後における障害者差別事案の解決までの流れ

法施行後における障害者差別事案の解決までの流れ



さいたま市合理的配慮PR
 キャラクター「ノーマくん」